平成２４年（フ）第７８４８号
千葉県浦安市当代島３丁目17―13　第２ハイツ弥兵衛105
債務者　千葉　一二
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐賀　　豪
4　破産債権の届出期間　平成24年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８５４号
東京都大田区東糀谷５丁目15―23
債務者　及川　宣之
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　鐘賢
4　破産債権の届出期間　平成24年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９７８号
東京都練馬区関町東１丁目４―10―302
債務者　野村　光裕
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛野　泰孝
4　破産債権の届出期間　平成24年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９８８号
東京都府中市南町４丁目５―20―201
債務者　矢野　節子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平木　憲明
4　破産債権の届出期間　平成24年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６４号
静岡県掛川市富部562番地の１　Ｓｕｒｐｌｕｓ長沢103　志賀恵子方、住民票上の住所静岡県掛川市下垂木2140番地の30　Ａ棟
債務者　志賀　功一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　純男
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月11日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
栃木県大田原市加治屋95番地129　さくらハイツ大田原106号
債務者　成田　純三
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　直之
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１３８５号
神奈川県鎌倉市大町２丁目15番18号
債務者　田所　　優
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月13日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７６号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田586番地50　コーポＭ＆Ｍ202号
債務者　佐々木秀明
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３９０号
埼玉県川越市大字下新河岸70番地65
債務者　栗林　ミカ（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１２号
埼玉県ふじみ野市駒西１丁目５番５号、前住所埼玉県ふじみ野市新田２丁目５番８号　宮澤ハイツ102
債務者　山内　紀子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１７号
岡山県倉敷市玉島八島4049番地２　ミルトＤ201
債務者　佐々木幸雄
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
広島県三次市穴笠町85番地
債務者　坂居　教文
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第６７号
青森県十和田市東十三番町31番31号　松風荘３号
債務者　道地　勝義
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第７０号
青森県十和田市西二十三番町５番５号、住民票上の住所青森県上北郡東北町字横志多４番地３
債務者　鶴ケ崎くみ子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２５１号
埼玉県草加市遊馬町1088番地、旧住所埼玉県草加市遊馬町214番地
債務者　程塚　明美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係